

介護職員処遇改善加算及び介護職員特定処遇改善加算について

有限会社オレンジ・トータルケアは、平成 24 年度より介護職員処遇改善加算を取得し、令和 1 年 10 月より介護職員特定処遇改善加算を取得し、介護職員に基本給の昇給や各種手当の充実や一時金として支給しております。

また職場環境を下記の内容を取り組むことで改善しています。

〈介護職員の資質の向上に関して〉

- ① 働きながら介護福祉士を目指す者に対して実務者研修受講支援として 8 万円を補助し、受験日は公休としている。
- ② 認知症ケアについては、実践研修やリーダー研修受講に関しては、シフトの調整を行い長期にわたる研修も可能にしている。

〈労働環境の整備に関して〉

- ① ICT を活用し各施設で情報を共有することで、介護職員や管理者や施設長の事務負担を軽減している。
- ② 毎月正規職員及び常勤パートで構成するデイ・シニア会議やスタッフ全員が参加して行うスタッフ会議において職場内のコミュニケーションの円滑化を図り個々の職員の気づきをふまえた勤務環境やケア内容の改善を行っている。

〈その他〉

- ① 介護情報公表制度や自社のホームページで経営や人材育成方針を公表している。
- ② 地域の行事にスタッフが積極的に参加したり、地域の住民や子供たちを招いた行事を開催したり地域包括ケアの一員としてのモチベーションを向上させている。
- ③ パート職員から正社員への転換も可能にしている

介護職員特定処遇改善加算については、各施設の代表と話し合い、介護福祉士を取得しさらに 10 年以上の経験を積んだ職員もしくはそれに準ずる職員（パート・正職員の別なく）にその能力に応じて一時金として 3 分の 2 を支給するが、それ以外の介護職員については全体の 3 分の 1 を支給する場合もある。